

食べさせ方と留意点、⑬幼児食の食べさせ方と留意点、⑭洗濯の基礎知識、⑮その他、であった。

受講費用は無料とするが、保護者に係る交通費及び昼食代は自己負担とする。

このほか、10日間を限度として学習期間の延長も認められている。事故が発生した場合は、受講者の故意によるものを除き、その責任は施設長が負うものとすること、秘密の保持に十分留意することなどが規定されている。

なお、事業実施にかかる費用に関しては、補助金額算定基準表によれば、賃金（臨時職員雇用経費）と事業費（子どもに要する経費）が認められており、平成6年度、賃金の単価は10,100円、事業費の単価は1,000円であった。賃金は、事業実施計画の範囲での臨時職員雇用日数×単価（定額）×1名、事業費は、実施一日当たりの額（定額）×受講日数、であった。

2 事業実績および評価

1) 事業実績

東京都の乳児院は平成8年度からは11施設であったが、この事業に参加していない都立母子保健院を除いた10施設でみると、事業実績は、平成8年度92、9年度84、10年度63、11年度148であった。しかし、施設により実績に大きな差異が認められ、1年間の施設ごとの実績は0から80にまで分布した。安定した実績を示したのは「カリタスの園つぼみの寮」で、4年間の平均は22.8例であった。「カリタスの園つぼみの寮」

では平成4年度から11年度までの8年間に199組が受講した。

ここでは受講結果の詳細を述べることはできないが、乳児院関係者にとっても、受講した保護者にとっても意義の大きい事業であったことを指摘することができる。ただ、中には「デリケートで指導や対応が困難であった事柄もあった」し、「親自身の育ちの環境が子育てに大きく影響し、育児以前の問題が絡んでいる」例も認められたという（「カリタスの園つぼみの寮平成11年度実施状況報告」）。

2) 「親の育児体験学習」の効果

実施した各乳児院では、保育の現場に受講者（保護者）が参加することに戸惑いを感じることもあったが、おおむねうまく過ごすことができたようである。

受講者は、保育者といっしょに食事介助、入浴、散歩などを行い、自分の子どもを客観的にみることができるようにになる。自分の子どものことで悩んでいても、乳児院でほかの子どもたちをみることで、子どもには一人ひとり個性があり、発達にも個人差があることを知り、心配しなくてよいことが分かるようになる。たくさんの子どもをみることで、不安が解消するのがほとんどであった。10日間の受講を終えて、多くの受講者がうれしそうに礼を言って別れた。

受講者の子どものようすについては、はじめての場所で戸惑うが、入所している子どもたちと遊びはじめると、楽しそうであった。乳児院では子どもが自由に遊んで

も危険がないように環境が整備されており、子どもも同士で好きなように遊ぶことができる。食事やおやつも入所している子どもといっしょに食べるわけであるが、保育者は「もぐもぐもぐ」と咀しゃくを促し、「おいしかったね」とことばをかける。そのような雰囲気の中で、子どもは楽しみ、保護者はそのようすを余裕をもってみることができるようにになった。

受講者の中には、子育ての方法が分からなくて困っているだけでなく、子どもを受け入れられない、夫やその両親との関係で育児がうまくいかないなど、自分自身の問題で悩んでいる事例もあった。そのような問題に対しては担当者が相談に応ずるようにした。10日間で問題がすべて解決するわけではないが、少なくともいっしょに考えてもらえるという体験がよろこばれた。問題によっては、他の専門機関を紹介したり、地域の子育てグループを紹介したりした。

乳児院の保育現場での問題としては、わざらわしさがなかったわけではないが、受講者がよろこぶのに接すると援助のしがいを感じることができた。

乳児院では短期の入所が多く、家庭復帰も多いので、保護者と関わることも多くあり、この事業への取り組みがしやすかったともいえよう。子どもの受け入れに際しては、受講者の子ども、および乳児院に入所している子どもの病気への感染について十分に配慮を行った。

保護者の感じたことについては、受講後のアンケート（カリタスの園つぼみの寮

「平成7年度育児体験学習事業報告書」）から、一部を紹介しよう。ここでは、記録された順に、選択せずに、再録する。

・指導内容に関して…「マンツーマンなので、こちらの思いをストレートにお話しできた。ゆったりした気持ちで質問できてよかった。」「迷いや疑問に答えていただいた。」「自分に合ったプログラムで指導していただいた。」「私自身の考えをとても親身に受け止めてくれ、納得のいくアドバイスをしてくださった。」

・受講して一番よかった点…「集団遊びを体験でき、子どもにとって充実感のある時間をすごさせていただき、いろいろな刺激を受けたこと。」「育児についての重要性が理解でき、改めていく必要を感じた。」「余裕をもって、子どもを見つめ直すことができた。」「集団生活するだけで、それが刺激になった。」

・そのほかに役立ったと思われたこと…「“子育てに対するまなざし”のようなものを先生方を通じて学ぶことができたこと。」「子どもに対する接し方やことばかけ。」「自分を客観的に見つめられて、悪い介助に気づいたこと。食事に対して神経質になっていた。」

・困ったこと…「カゼで休んでしまったのが残念でした。」「雨がつづいたこと。」「通うのが大変だった。」

・もっと教わりたかったこと…「子どもをその気にさせる誘い方（トイレ、食事など）。」「集団保育の時間がもう少しとれたらよかった。」「調理実習がもう1回あればよ

かった。」・これからも利用したいか…「利用したい。」「2人目ができたら、ぜひお願いしたい。」「子どもが成長していくにつれ新しい不安や悩みも当然出てくると思うので、からの指導していただきたい。」「子育てに自信がなくなったときに、また子どもたちといっしょに遊ばせていただきたいと思います。」

- ・その他気づいた点…「情報化社会において、母子ともに実体験として学べることは大変意義深いことだと痛感しています。今まで、目や耳で“さらり”と流してきたことが、ここへきて、はじめて理解できたこともあり、手ごたえのある2週間をすごしたという感でいっぱいです。」「短期間にもかかわらず、とてもよく子どものことを見ていたいたいと思います。第三者から感じたこと、思ったことを言つていただけるのは大変勉強になった。」「もう少しはやく体験学習のことを知り、年齢の低い時期に受講したかった。」

3) 評価

本事業は、育児不安の強い保護者に対する支援プログラムであったわけであるが、虐待の予防プログラムとしても有効であると考えられ、実際に、上記のように虐待とも関わる事例への対応も含まれていたともいえる。ただ、被虐待児童の保護者への支援プログラムとするには、今後検討すべき課題もある。

ただ、この事業は東京都の乳児院で実施された場合、施設による実績の差異が著し

かった。このことは、事業実施にさいして、乳児院の積極的な関与が求められること、地域の関係機関および乳幼児をもつ保護者に周知することが必要である。

今後、東京都の乳児院関係者に改めて本事業の評価および虐待をする保護者への支援プログラムとする場合の留意点などに関する調査を行い、本研究目的に合ったプログラムを開発したい。

その他のプログラム

2) 里親・養親への養育支援

庄司順一・高村恵理・石原麻衣・由井久枝

1. はじめに

虐待を受けた子どもにみられる心理的・行動的问题は、苦痛と恐怖による心的外傷（トラウマ）とともに、保護者（親）との間にアタッチメント（愛着）が形成されないこと（あるいは非常に不安定な愛着を形成すること）によると考えられる。里親養育においては、親子関係形成（ペアレンティング）は主要な問題であり、欧米では、愛着障害をもつ子どもを養育する里親に対する援助法が検討されている。わが国においても平成14年度から虐待を受けた子どもを養育する専門里親制度が創設されることになっており、里親への援助、指導のプログラムが求められている。

このような里親への援助プログラムは、施設に子どもを入所させ、その後家族の再統合をめざす保護者への援助においても適用できるであろう。虐待をする保護者への有効な援助、指導プログラムが求められている今日、その手掛かりとして里親および養親への援助プログラムも検討すべきであるといえる。

筆者らは、これまで愛着障害の概念について検討を加えてきた（庄司, 2001；庄司ほか, 2001）。本研究においては、欧米における主として養親への援助法について検討した。

2. 愛着障害をもつ子どもへの保護者（養親）への援助法

反応性愛着障害は、最近の精神医学、児童精神医学の教科書では取り上げられているが、臨床的、実証的な研究は少ない。最近の愛着障害への関心

は、児童精神医学におけるというよりも、養子養育あるいは里親養育の領域における実践的研究によるところが大きい。アメリカではコロラド州のエヴァグリーン・アタッチメント・センターが、イギリスではキース・アタッチメント・センターがある。いずれも、愛着障害を示す子どもへの養育（parenting）に関する研修コースを設け、実践的に取り組んでいるようである（Thomas, 1997; 2000; Beek, 1999; Gordon, 1999）。以下、それぞれの援助法について紹介する。

1) 障害された愛着のパターンをもつ子どもの保護者へのペアレンティング・プログラム（Gordon, 1999）

これは、イギリス・ロンドンにおける養子縁組を支援する協会でのプログラムである。

プログラムの形式は、月に1日のセッションを6回実施するというものである。その目的は、保護者が子どもの行動の背後にある理由のいくつかを探索するとともに、子どもが成長し、健康なアタッチメントを形成し、親子の葛藤の原因となる強固な行動パターンを変化させるための援助を効果的に行う方法を考えることである。

このプログラムでは、虐待を受けた子どもの基本的特徴として、自分の生活に関わるすべてのことをコントロールしようとしていること、怒り、論理的思考の欠如を考えている。

このプログラムでは、理論的な面と実際的な面とを結びつけるようにしている。理論的な面では、参加者が子どものトラウマ体験が現在の行動に影響を及ぼしていること、新しい家庭において愛着

をもつ能力について、考えてもらうことである。

2) 愛着の困難さをもつ子どものペアレンティング (Beek, 1999)

これは、イギリス・ノーフォークにおける養子縁組斡旋機関で試行された養子縁組後サービス (post-adoption service) に関するプロジェクトである。こうしたサービスの必要性が認められ、1994年に参加者を募集し、毎学期ごとに集まるグループが開始された。グループ討議のポイントは愛着（アタッチメント）に関することと、専門家であるDavid Howeとの会話であった。2年間に、25名の養親が参加した。その最後の時点において、これから養親となる人や専門家に対して自分たちの経験を伝えることが望ましいとされ、経験をまとめる作業が行われた。

その論点は、①愛着対象の喪失を認めること、②養子の受けた心の傷の性質とその深刻さを理解すること、③子どもと関わる関係者を教育すること、④養親および家族の安らぎを学ぶこと（レスパイトケアの重要性）、⑤子どもを養育するうえで多様な経験をすること（時間の経過の中で、養育することから得られる満足感は変化し、悲しみを経験したり、有能感を感じたりする）を理解すること、であった。

これらの検討をふまえ、Beekは、養子縁組後サービスへの示唆として、次の諸点を指摘している。すなわち、①サービスの利用しやすさ、②カウンセリング、③教育・研修、④諸機関の連携、⑤グループワーク、⑥レスパイトケア、⑦一時的な代理養育、である。

3) 反応性愛着障害をもつ子どもへのペアレンティングのガイド (Thomas, 1997, 2000)

Thomasは、アメリカ・コロラド州で治療的なペアレンティングの指導者 (Therapeutic

Parenting Specialist) として活動している。Thomasは、愛着障害をもつ子どもの保護者へのペアレンティング技法として、次の12項目をあげている。すなわち、①まず自分を大事にする、②子どもにあなたに対する敬意をもたせる、③心と心の結びつきをつくりあげる、④自己コントロールを身につけさせる、⑤制限を設ける、⑥子どもの責任に対するあなたの期待を高める、⑦損害への弁償を教える、⑧あなたと子どもとの間のバリアを取り除く、⑨不適切な闘いを避け、激怒への戦争に勝つ、⑩子どもに自分自身について考えるよう教える、⑪感情の処理を導く、⑫自尊心を育てる。

ここにあげられていることは、プログラムの進め方ではなく、内容に関するこであり、関わりのむずかしい子どもに対する親の心構えということができる。Thomasは、このプログラムは3歳から12歳までの子どもを想定したもので、思春期になると対応はむずかしくなると述べている。

3. まとめ

本研究では、必ずしも明確なプログラムを見いだすことはできなかった。それは、愛着障害をもつ子どもと関わる保護者（養親など）への援助は、カウンセリング、グループワーク、レスパイトケアなどを含む、多面的なサービスを必要としているからであろう。ここに紹介した援助法は、その一部に焦点を当てていると考えられる。

しかし、これらの研究や実践は、養親や里親への支援に、また虐待により愛着障害をもつことになった子どもを養育する保護者への支援において、示唆を与えると考えられる。Gordonも

Beekも、養子縁組後に親と子どもの関係が安定した形でが継続していくようにするために、

さまざまな支援サービスが容易に利用できることが不可欠であることを強調している。これは、里親にも当てはまるであろうし、再統合後の家庭においても当てはまるといえよう。また、BeekとThomasは、子どもを養育する保護者自身の心の安らぎを重視しているが、これは重要なことといえよう。

今後、わが国においても里親のもとで虐待を受けた子どもを養育することが多くなり、また保護者と被虐待児との再統合をめざすプログラムも明確にする必要があろう。このような状況において、親子関係形成（ペアレンティング）のための具体的なプログラムの開発が期待される。

文 献

Beek, M. : Parenting children with attachment difficulties. *Adoption and Fostering*, 23(1) : 16-23, 1999

Gordon, C. : A parenting programme for parents of children with disturbed attachment patterns. *Adoption and Fostering*, 23(4) : 49-56, 1999

庄司順一：子どもの養育環境と愛着障害. 乳幼児医学・心理学研究, 10(1) : 35-41, 2001

庄司順一・鈴木祐子・小山 修・奥山眞紀子：反応性愛着障害、被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究（主任研究者：庄司順一）. 平成12年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書, 第5／6巻, p. 418-422, 2001

Thomas, N. : When love is not enough. 1997

Thomas, N. : Parenting children with attachment disorders. in Levy, T. M. (Ed.) : *Handbook of Attachment Interventions*. p. 67-109. N.Y. : Academic Press, 2000

平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究（H13-子ども-029）
主任研究者：庄司順一（日本子ども家庭総合研究所）

分担研究報告書

虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究

分担研究者 武藤 安子（横浜国立大学）

研究要旨

児童の虐待死が頻発している現状において、緊急課題として虐待問題への介入方法が問われている。現段階では、問題が顕在化した時点で「迅速な対応」と「子どもの安全確保」が最優先の課題として実施が期待されており、そのためには児童相談所、保健所、医療・教育機関などのネットワークが必要であるこというところまでは合意されてきている。しかし、実際マスコミなどにとりあげられて顕在化しているものは一部であり、表面化していない虐待ケースやリスク・ファクターを有しているケースは数多くあるだろう。しかも我が国では、顕在化した危機例でさえ、虐待加害者としての親に対する援助、親のなすべき義務、そして親子関係の再構築を視野に入れた臨床的アプローチの実践などに関しては手つかずの状況にあるといわざるをえない。

しかし、最も重要なことは、顕在化する前に、わが子への虐待に悩む親たち－ほとんどが母親であるが、最初からそれを主訴としてして相談にくるケースはきわめて少ないことである。子どもの発達上の問題、アルコールなどアディクションの問題、夫や姑など家族内あるいはそれ以外の人との人間関係のトラブルなどの相談の過程で次第にそれが語られるケースがほとんどである。つまり、虐待は加害者の「生きにくさ」の表出と連鎖して親子あるいは家族関係の最も困難な段階であるとの認識が必要である。したがって、今年度の研究では、虐待問題を家庭内の暴力といった包括的・関係構造的にとらえる視点に立ち、そこまでに至る過程、そこからの回復という段階的プロセスを可能にしたケースを臨床事例的に考察することで、児童虐待の防止と介入方法など援助のフォーマット作成への可能性について検討することを目的とした。

本研究は、異なる臨床的アプローチの特色と関連して次の4つの研究からなる。

研究1：子どもの虐待をどのようにとらえるのか

研究2：個別カウンセリングによる援助

研究3：Abuseを課題とする母親たちとのグループカウンセリング

研究4：子どもとの関係に悩む母親とのサイコドラマ

研究協力者

信田さよ子（原宿カウンセリングセンター）・春原 由紀（武蔵野女子大学）
土屋 明美（相州病院）

研究1 こどもの虐待をどのようにとらえるのか

信田さよ子

I はじめに

幼い子どもが殺されるという衝撃の強さから、児童虐待（以下虐待と略す）だけが突出して扱われがちであるが、これは家族の中の暴力のひとつであるととらえる必要があるだろう。それを単なるヒューマニズム、子どもの命を救うという視点だけでとらえるならば却って危険ですらある。暴力を極限的支配行為ととらえたとき、それは家族の支配構造、さらには権力構造の表れの一つであるにすぎない。家族の中の暴力の全体像は次のようなものである。

- 1) 思春期の対親暴力(かつての家庭内暴力)
：子どもから親へ
- 2) 児童虐待：親から子どもへ
- 3) DV (ドメスティックバイオレンス)
：夫から妻へ

- 4) 老人虐待：子どもから老親へ

- 5) 同胞からの暴力：兄や姉から年下の同胞へ、時には弟から姉へ

このように見えてくると、家族とは従来人々の安らぎの場であり居場所であるとされてきたのだが、一体誰にとっての居場所だったのかと思わされる。しかし児童虐待が注目されるようになった歴史はそれほど古いものではない。これほど広範にこの言葉が人々に共有されるようになったのは、わが国ではせいぜいここ5年くらいのものでしかない。

II 家族内暴力のひとつとしての児童虐待

それまでの家族内の暴力は「家庭内暴力」と呼ばれた思春期対親暴力のことを指していた。これは昭和40年代からぼちぼち表面化しはじめ、マスコミを騒がせたいいくつかの事件によって人々に共有されるよう

なり、家族内の暴力の代表としてとらえられてきた。しかしその暴力は親による暴力をふるう子どもの殺害で幕を閉じることで、親の悲劇として扱われた。開成高校の息子を父親が殺した事件、浦和の高校教師の親が息子を殺した事件、最近では文京区の父親による金属バットの息子殺人事件、成田の両親による息子殺人など、ざっと振り返ってもこれだけのものが挙げられる。

これらが家族内暴力の代表と考えられていたということは、それ以外には家族の中には暴力は存在しないと考えられていたことをあらわしている。したがって家庭内暴力などといういかにも代表めいた命名がなされたのだろう。

ではこれが最初に表面化したのはなぜだろう。それはおそらく暴力が誰から誰に向かられたのかということに関係すると思われる。つまり「子どもから親へ」という暴力であったからこそ、最初に問題として表面化したのだ。逆の場合、「親からこどもへ」の暴力はまだその当時表面化しなかった。殴る、つるすという行為は珍しくなかったのに、それらには「しつけ」「折檻」「愛の鞭」という名前が与えられて正当化されていたからだ。権力を持つ者が持たない者に振るう暴力は正当化され別の名前が与えられており、子どもから親への暴力は許されないものであったからこそ問題化されたのだ。権力を持たない者から権力者への暴力は反乱であり下克上であった。それは正当化されようもなく、「暴力」と名づけられるしかなかった。このようにしてそれは最初に表面化し、「家庭内暴力」と名づけられたのだ。その多くが、上にあげた事件のように親が子どもの命を奪って決着をつけられた

という事実も象徴的である。反乱は鎮圧され、世論はそれに与したのだ。それ以外の暴力は存在しなかったのではなく、暴力と名づけられることなく正当性を保証される名前を与えられ隠蔽されていたのだ。だからこそ権力に抗して暴力をふるう子どもたちは逸脱者としてラベリングされ、その多くは病気として精神病院に収容されたのだった。

III アディクションとしての虐待

それから約 30 年が過ぎた。大きな変動が起こったのは 1990 年に入ってからだ。ソ連の崩壊、そしてバブル経済が崩壊したころ（1990 年代初頭）、相前後して我が国でも虐待にかかわる先進的市民団体が生まれた。家族という密室の蓋が開けられたのだ。1992 年に民間団体として「児童虐待防止センター」が設立された。これは当時東京の世田谷区周辺でアルコール依存症の治療にかかわっていた人たちが立ち上げたものである。

アルコール依存症の問題にかかわっている援助者は、必ず暴力の問題にどこかで行き当たる。アルコール依存症にかかわるということは、飲んでいる本人ではなく、まず周囲で困っている家族を対象としてかかわることが要求される。そこで見えてきたことは、夫のアルコールで困る妻たちの多くは、同時に酔った夫からの暴力で困っていることだった。妻は子どもの養育どころではなかった。ときにその暴力は子どもにも向けられた。その悲惨さは想像を絶するものだった。その二人の間で育つしかない子どもたちを見るにつけ、何とか救う手立てはないものかとして立ち上げられたのが児童虐待防止センターだった。

このようにアルコールと暴力は色濃く結びついており、そのアプローチも基本的には同じである。つまり繰り返される暴力は嗜癖（アディクション）なのである。

暴力を嗜癖ととらえる理由は次のとおりである。

- 1) 家族の中の暴力は一回で終わることなく必ず繰り返されていること。繰り返されることで習慣化している。
- 2) 本人はそれを問題と思わず、もしくは問題と思っていてもやめることができない。
- 3) 周囲の人たちがまず最初に困ってしまう。本人の暴力をやめさせることより周囲を救うことが優先されること。
- 4) 本人の病理に帰すことより、周囲との人間関係を変えていくことが先決であること。

IV アダルトチルドレンという言葉

そして 1995 年の阪神淡路大震災、そして地下鉄サリン事件の翌年、アダルトチルドレン（AC）という言葉が一種の流行語としてひろがった。これもアルコール依存症の家族から生み出された言葉である。この言葉は当時から広がりを見せていましたインターネットの世界で爆発的に受け入れられ、親からの虐待を受けて育ったと感じていた人たちが自らの経験をはじめて語るきっかけをつくった。この言葉は「現在の自分の生きづらさが親との関係に起因すると認めたひと」と定義される。その特色は次のようにまとめることができる。

- 1) 自己の不全感と親から受けたもの間に因果関係を認める。これは従来の性格形成理論 に対して新しい視点を与えた。
- 2) したがってその人には責任が無いということ、免責性を基本としている。裏返せば親のせいといっているわけであり、これが多くの自己責任論者から非難された。
- 3) 自己申告の言葉であること。客観的診断、統計的データに基づくのではなく、「私が感じ 私がそう思う」ことを基準とする。自分が AC と思えば AC なのである。

これらを総合すると、従来の親子は愛情で結ばれているという前提がくつがえされ

ることになる。そこから浮かび上がったのが親の加害者性であった。そしてアダルトチルドレンという言葉がそのことを公言することに承認を与えたのだ。いうなれば、A.C（アダルトチルドレンと自覚したひと）の語る言葉は、親からの虐待を生き延びた人の貴重な証言なのである。我々のセンターにも 1995 年の開設以降約 800 人の人たちがアダルトチルドレンと自覚してカウンセリングに訪れた。筆者はカウンセラーとしてそのひとたちの語る言葉に耳を傾けつづけてきたのだが、その語られる内容によって従来の家族観、親子観が音を立てて崩れる思いがした。

親が家族という密室のなかでどのような言動を行っていたのかが当事者の言葉によって初めて明るみに出たのだ。アダルトチルドレンという言葉の広がりとともに徐々に崩された親子観と家族観、そしてその亀裂を縫って浮上したのが「児童虐待」だった。

V 子どもの虐待の与えたインパクト

親子という関係、母の愛とはこれまで絶対であると思い込まれており、何はなくとも親の愛だけはというのがわが国の根幹を支えていた。戦争で死ぬ若者が「おかあさん」といって死んだという話は有名である。この前提が崩されるインパクトはマスコミの格好の素材だった。今日の虐待ブームはその多くをマスコミの報道に負っている。その報道によって喚起されたのは、長引く不況と人々の心を震撼させる事件の続発のなかで醸成されていたヒューマニズムに対する飢餓感だったのでないか。殺された子供の生前の愛らしい写真がテレビで放映されることで多くの人は涙する。このような万人の共感を呼ぶテーマがほかにあるだろうか。

これらのニュースは実は救いなのである。なぜだろう。そのニュースを見ながら思わず涙する自分に人々は安心するのだ。「ああ私にもこのような人間としての感情があったのだ」「ああ、私にもこのような怒りの感情が残っていたのだ」と。テレビの画面という安全地帯から無力な小さな存在が命を奪われることを知り、多くの人々のヒューマニズムは喚起され、「自分は捨てたものじゃない」と救済される。児童虐待はその悲惨さ、こどもの絶対的無力さゆえに、人々に対してこのように反転したパワーと救済を行使するのだ。

VI 逸脱か構造的問題か

さてこのようなインパクトの次の展開はどうなるだろう。多くの人が受けた衝撃は同じ方向にエネルギーとして向かうわけではない。それは大きく分けて 3 つの方向に分かれていいくだろう。

1) 心理化、医療化の方向

虐待する母親（実際は父親による虐待死がかなりの割合で認められるにもかかわらず）を逸脱視し、心理的、精神病的問題に帰すことで解決できると考える。これは母親がトラウマを受けておりその再演であるとする世代連鎖理論も援用している。労働厚生省では虐待する母親は必ず精神科医が面接するという方針を打ち出している。

2) 父権、母性愛の復権を目指す方向

家族の育児機能の低下を強い父親によって底上げしようという方向。「父性の復権」論や、家族の絆を強化しようという上からの方針もこれに連動している。強い日本の強調と基本的には同じ流れに位置づく。もっと従来の家族をめぐる縛りを強めていくとする立場である。つまり従来は決して起こり得なかったようなこの事態が起きているのは、我が国の根幹である家族の美風が損なわれたからだとする立場である。若い人たちが親になりきれていないと批判し、自分たちはどれほど大変でもちゃんと育児をしてきたと主張するのだ。

母性愛を育てることを声高にいうことは若い女性にとって却って育児不安をあおることになるだろう。

3) 近代的家族像の相対化の方向

これら家族内の暴力は近代家族のもともとはらんでいた構造的問題だととらえる方向。ごく当たり前の「ふつう」の家族と虐待の起きる家族は地続きであると考える。家族とは一枚岩なのではなく、支配構造、権力構造から成り立っているという基本的認識につながる。その上でこの問題を新たな家族像を探る契機とする。

本論はこの3番目の視点に立っていることは言うまでもない。

冒頭に述べたように、家族の中で強い者から弱い者への暴力は従来正当化されてきた。親から子どもへの暴力は「しつけ」というもっともらしい名前があたえられてきた。急激に虐待が家族の中で起きはじめたなどというわけがない。急激に夫が妻を殴り始めたというわけでもない。これまで正当化されていた暴力に対しては、それが常識の中に吸収されるために、しつけや体罰、折檻といった美しい名前があたえられていた。またそのように美化できない暴力に対しては、その加害者を子ども扱いして笑いとともに免罪する「いたずら」「どうしようもないおやじ」「困った父さん」などという名前が与えられた。これらはそのような暴力を受ける人を救う言葉などでは決してなく、振るう側の人「加害者」を擁護するためのことばだったことがはっきりしてきた。そして被害者側からの発言が受け入れられるようになって初めて「暴力」として認知されるようになったのだ。そして我々自身も従来はそのような暴力を暴力として認知せず、それを美化したり免責してきた多くの人びとの一員だったことを自覚しなくてはならないだろう。つまり常識的な言葉、家族を美化する立場に立つかぎり、加害者側に加担する言葉に我々自

身もすっかり同化してしまうという認識をもたなくてはならない。

そのような作業なくして一種の流行のように虐待にかかわることは危険ですらある。一部の特殊な人に置いて出現すると考えるのか、われわれがごく日常的に暮らしている同じ地平線上に暴力が出現すると考えるのかの違いである。

家族とはこれまで「愛情共同体」として考えられていた。すべての人が最終的に憩え、安らげる場であった。親は子どもに惜しみなき愛情を注ぎ、夫は妻を守り、支え、愛情で二人は結ばれているのであった。そのような常識を変換することはしかしきわめて困難なことでもある。

VII 虐待が援助職に投げかけたもの

虐待にかかわることで見えてきたものは、家族とは強い者が弱い者を暴力行使して支配しても正当化される場であったということだ。その支配は実は暴力だけではなく、さまざまな支配形態をとりながら関係を貫徹している。したがって我々援助者がその問題の解決に寄与できるには、支配を受け被害を受け虐待を受けている人の立場に立つことではじめて可能なのである。

しかし被害者の立場に立つとはそれほど容易ではない。言葉にすることは簡単であるがそれは闘争を意味するのだ。なぜなら被害者を守り救うためには時として加害者に対抗し戦わなければならないからだ。闘争、戦いなどという言葉がこれまで援助職において使われたことがあっただろうか。むしろ逆の言葉、平和や調停、調和、戦いを収めることが援助の役割のように考えられてきた。ではこの場合、調停ができるのだろうか。DVや虐待の平和的解決はあるのだろうか。

これまで虐待でいったん分離された場合も親が迎えに来て泣きながら訴えれば「やっぱり親よね、実の親が一番よ」と

いって子どもは親の元に返されていった。それは子どもの擁護ではなく親の立場の擁護だろう。これが従来の援助だったことを直視しなければならない。そこからわれわれは何を教訓として学ぶべきだろうか。

これまでの解決とは、ニュートラルな立場の専門家による調停だった。それは実は強者・権力者・支配者の側に立つことだったのではないだろうか。平等な関係における問題の解決ではなく、そもそもが不平等な関係における問題の解決に対して中立、客観、公正な立場とは不平等な関係（権力構造とそれは同義である）の強者の側に立ってしまうということ、この点が何よりの衝撃を援助者、さらには専門家といわれる人たちに対し虐待問題が提起していることなのではないだろうか。

VII 中立、客観的立場はない

我々心理臨床において正しいと考えられているいくつかの言葉がある。そのひとつが「中立」という言葉である。援助職においてこの「中立」、ニュートラルと言う言葉は疑いもないことばだったのではないだろうか。しかし虐待において中立とはいいたいなんだろう。先述したように平和的解決とはかならず親の側に利するということは一体どうのことなのだろう。つまり家族関係において起きた問題に対して中立的立場をとろうとすれば必ず「力の強い者」の立場に立ってしまうということなのだ。筆者がこのことを学ばされたのは AC と自覚した人たちとのカウンセリングを通してのことである。

カウンセラーとしてそのひとたちの語ることを聴いていると、もうそれは実に凄絶で、悲惨で、時には信じられないような内容である。親はここまでやるのかと思い、その人の親に対する怒りがふつふつと湧いてくるのを感じるもしばしばである。ところが夕方近くになるとさすがに疲れてくる。

そして「ちょっと距離をおいて聞こうか」「中立の立場にたって聞かなくては」「客観的立場で聞こう」と自分の構えを変える。と、その途端に不思議なことが起きる。まったく別の感情がわいてくるのだ。「いい年をしてもういいかげんに親を許したらどうか」

「親もかわいそうに、こんなに非難されて。親には親の言い分があるだろうに」「ひょっとするとこれは私から同情を引き出すための虚言か誇張なのではないか」と。

このことに気づいたとき心から驚いたとともに愕然とさせられたのだった。後者の感慨というのは、しばしば精神分析的立場の専門家が漏らす言葉と近似しているではないか。つまりその人たちを「対象化」し、距離をとり、客観的に、中立的にかかわろうと立場を変換したとたんにまったく言葉の聞こえ方、捉え方までが変わってしまったのだ。

そこからじっくりと考えてみた。つまり、われわれが中立であること、客観的であることとは、この人たち、つまり被害者の話を信頼しないでおくことなのであり、われわれの感じ方はそっくりそのままその人たちの親の目と重なり、親の感じていることそのものになっていたことに気づかされたのだ。つまり加害者の立場に立っていたということなのだ。

なんということだろう。親からの被害を受けてきた人たちの話を客観的に聞くということは、親の立場で聞くことに他ならないとは。だからそれが嘘やオーバーな内容に思えてしまったのだ。とすれば加害者と被害者と双方が存在する場合、中立はありえないと言うことになる。これまで AC と自覚した人たちがどこの援助機関に行っても信じてもらえなかっただけはこういうことだったのかと合点がいったのだ。中立を標榜しない援助者はほとんどいないからだ。

アダルトチルドレンという言葉の投げかけたものはこの点からしても衝撃的であつ

た。この言葉は「親子関係は権力関係である」ことを提示したのだ。つまり親子関係は一種の加害被害関係なのであると。なぜなら筆者の体験で明らかなようにそこに中立ではなく、中立に立とうとすればそれは必ず親の立場に重なっていくということが明確になったからだ。そして同時にこの言葉は援助者が「子どもの立場」に立つこと、「被害者」「弱者」の立場に立つことを要求する言葉でもあったのだ。

ではなぜ、中立的や客観的立場、従来正しいと信じられていた立場が親の立場と重なるのだろうか。

ナラティブ・セラピーの考え方によれば、ドミナントな言説とは現代社会において当たり前と思われ、常識と思われている言説のことである。（客観的、中立的という価値を付与されている言葉もドミナントな言説であることに変わりはない。現代社会は不平等な関係に満ち満ちているのだが、ドミナントな言説はいつもその不平等な関係における強者を擁護しているのである。つまり親子関係についてのドミナントな言説はすべて親の立場に立つものであり、当然親を擁護しているのだ。「子はかすがい」などはその最たるものである。体罰もしつけもそうである。親を擁護する正当化する言説が常識であり、客観の言葉なのである。このように考えてくると、私たちは言葉を空気のように用いているが、実はその言葉自身が支配関係にからめとられていることを自覚しなければならない。アダルトチルドレンということば、虐待と言う言葉はドミナントな言説（親の愛、家族愛）に対して作り出されたオルタナティブな言説である。

近親相姦に対しては近親姦を、いたずらに対しては性的犯罪を、折檻に対して虐待を…と言った具合に、ここしばらく起きている大きな変化はいずれも従来のドミナントな言説では表現できなかった、被害者、被支配者、弱者の立場に立つ言葉（オルタナ

ティブな言説）の創造のうねりである。

IX 援助者は「味方」になることこそが要求される

客観性、中立と言った「正しい言葉」に対する疑念を抱くようになって振り返ってみれば、カウンセリングで目の前の人の話をその人の立場に立って聞き、その人たちが親に対してどのような感情を抱いているのかに共感でき、親に対して共に怒ることができたのは、そしてその人たちの信頼を得られたのも、その人たちの立場、つまり被害者の立場に立っていたからだと改めて気づかされたのだ。とすれば、虐待の援助はどうにあるべきなのだろうか。従来の援助をどのように変えなければならないのだろうか。「支配関係にかかるとき、中立的立場はありえない」・・・この命題を具体的な援助関係にどのように適用していくべきなのだろうか。

暴力こそが権力関係、支配関係の最たるものである。家族内の暴力はまさに支配そのものなのだ。それにかかると言ふことは中立を装っていては不可能である。実は、児童虐待いう言葉そのものがオルタナティブな言葉であり、権力関係を前提とし被害者の立場に立つことを要求する言葉なのだ。

ヒントはやはりアダルトチルドレンという言葉にあった。ACと自覚したひとたちがなぜこれまで決して自分のことを専門家に話さなかったのかということ、そしてアダルトチルドレンという言葉を手にして初めてカウンセリングの場で語ることを始めたのかということについて考えてみよう。

この言葉は最初に述べたように客観的な診断用語ではない。それは自覚の言葉であり、オルタナティブな言葉である。被害者性を肯定することばであり、そのことはそのまま加害者に立ち向かうこととも含まれている。とすればカウンセリングの中で援助者が立つ位置とは、目の前に座っているそ

の人の「味方」になる地点であろう。中立の地点ではない。それはその人たちの加害者であった親と同じ地点だからである。「味方になること」・・・これが私たちにできる最大のことであろう。これを共感などという使い古された言葉と重ね合わせたくはない。目の前の人には「寄り添う」ことと少しは似ているかもしれない。しかし決定的な相違点は、加害者に対し、共に怒り、憤慨し、糾弾し、時には戦わなくてはならないということである。ジュディス・ハーマンは著書の中で「同盟者」という言葉をつかっている。治療者でもなく、援助者でもなく、同盟者としてかかわることなのだと述べている。味方になるとはこの「同盟者」という言葉がいちばん近い表現のように思われる。家族の中の暴力被害を受けている人にとって、両方の言い分をよく聞いて中立的な判断を下すと言ったかかわりはこのような文脈からすればなんの援助にもなっていないことである。

我々は、援助者として養成され、教育を受けるなかで色濃く染み付いてしまっているこの中立や客觀と言った言葉からどのように脱出できるのだろうか。このように虐待をはじめとする家族の中の暴力は、援助者にとってまさに足元から大きくゆすぶられるような問題なのだ。近代的教育によっていまや骨肉と化している多くの言葉を脱構築しなくては家族内暴力の被害者、被虐待児は救出できないということなのである。

参考文献：

- 小森康永・野口裕二・野村直樹編著「ナラティブ・セラピーの世界」日本評論社、1999
大日向雅美「母性愛神話の罠」日本評論社、2000
田間泰子「母性愛という制度」勁草書房、2001

研究2 個別カウンセリングによる援助

信田さよ子、春原由紀

I はじめに

ここでは、子どもを虐待する親たちへの援助の方法の1つとして、個別カウンセリングについて述べる。しかし、基本的には、個別カウンセリングとグループカウンセリングとが共存し、連動する援助構造を基盤とする中に位置づけられた個別カウンセリングである。

子どもを虐待している親が、自らを虐待の当事者として相談・治療関係を結ぼうすることは、ほとんどない。彼らが、自己の子どもへのかかわりが虐待であると認知することはほとんどないし、たとえ子どもにイライラをぶつけたり、暴力的にかかわってしまう自己に問題を感じることはあっても、見知らぬ他者・機関に、そのことを主訴に相談することはまれである。それは、自らの子どもへの行為を明らかにすることで自分の存在を脅かされる危険のあることを知っているからだといえる。世間では、子どもに虐待する親は、親の資格もない、人間性を疑われる、ダメな存在である。そんなレッテルを貼られるくらいなら、隠しつづけて、閉じこもるほうがましだと考える。他者は彼らにとって信頼できる存在ではない。こうした意味では、虐待防止センターなどで行っている電話相談は、匿名性を確保できることから、利用しやすいといえるであろう。しかし、そこから1歩踏み出し、信頼できる他者との関係性を獲得することが、虐待という悪循環から脱却するためには重要である。個別カウンセリングはそのための重要な第1歩となる。

II 子どもの虐待に関するケース

民間の相談機関である原宿カウンセリングセンターにおいて子どもの虐待に関するケースは、次のようなタイプである。

(1) 自らの問題を、相談するクライエントとして相談場面に登場し、相談のプロセスで子どもへの虐待の問題が浮かび上がってくるケース

自らの問題とは、自己のアルコールやその他の嗜癖の問題であったり、夫婦関係の問題であったり、周囲の人々との関係の問題であったり、自らの生きづらさの問題であったりである。例えば、夫のギャンブル・借金の問題で来談した母親は、個別カウンセリングを通して、夫との関係・姑との関係・実の両親との関係を語っていき、そのプロセスで、子どもへの虐待が浮かび上がってきた。子どもへの虐待は、彼女にとって第1の問題ではなく、ストレスフルな生活の中で、唯一自己の感情をぶつけることのできる場となっていた。夫の問題や姑との関係は、自己の存在を脅かす大きな問題であるが、子どもへの暴力は、いいことではないとは思いながらも、彼女の生活の地の部分として目立ってとらえることのない事柄であった。子どもとの関係を考える余裕がうまれたのは、夫との関係を、離婚の方向に自己決定し、実の両親との共依存関係からも離れることができるようになってからのことであった。それまでの間、カウンセラーは、子どもの状況をとらえながらも、母親の不安や怒り、悩みを受け止めていった。

このように、家族関係が発展の見通しを持たなくなった状況において、子どもへの虐待は一時的な感情の捌け口として、家族関係を維持する機能を果す。家族関係の変容がもたらされなければ、虐待の問題の解決はない。その糸口は、家族の誰かが、現状を困ることとして捉え、援助を求めるところから始まる。したがって、アルコールの問題であろうが、夫婦関係の問題であろうが、夫のギャンブル・借金の問題であろうが、クライエントの「困っていること」を共に考え、解決の方向を見出そうとする関係性、クライエントとカウンセラーの関係性において、クライエントに体験される信頼感が、虐待という自己の行為の認知と変容へ、そして家族関係の変容へと向うために重要である。

(2) 他の機関（保健所、子ども家庭支援センター、保育所、児童館など）によって虐待が発見され、リファーされてくるケース

こうしたケースは、親が「子どもに困っている」場合にだけ、相談関係を結ぶことができる。虐待を受けている子どもは、家庭の中や、家庭以外の生活の場で、さまざまな問題行動を起こす。そして、親たちは、問題を起こす子どもに困っている。子どもの困る行動は、さらに親の虐待行動を触発し、悪循環は止まることなく、さらに関係は悪化していく。このようなケースでは、親が自己のかかわりの問題性を認知していない、あるいは、認知することを拒否している。「子どもの問題」としたい親に対して、カウンセラーが「子どもの問題」として受け止めることが最初の段階では重要と言える。なぜなら、自己の問題を指摘されれば、「どうせ、私が悪いのでしょうか」という態度につながり、相談関係が継続しない。カウンセラーは、虐待という親子の関係性に気づきながらも、子どもの問題に

困る母親に即して相談を継続していく。そして、親は、カウンセラーという決して自分を責めない存在、自分の味方を得ることによって、自己を語ることに恐れを持たなくなっていく。安全に自己を語る場を持つことは、自己に成立するさまざまな状況を内省することにつながり、子どもの問題という認識から、家族の状況における子どもと自分との関係の問題との認知へと変容していく。

子どもに危険があると判断される場合、母親に対して「あなたのしている子どもへの行為は、虐待である」と宣告する役割が必要になることがある。しかし、それは個別相談のカウンセラーの役割ではない。相談関係に外在する役割が機能することが効果的である。宣言する役割(医者や行政官など)が機能することによって、虐待という問題が外在化し、虐待という問題と母親とカウンセラーの三者関係が成立し、母親とカウンセラーとの協働関係において課題として取り上げができる。

(3) 自らを AC(アダルトチルドレン)と認知し、自己の被虐待体験を語り、整理するタイプ

自分の生きづらさが、親との関係性において形成されてきたと気づいてカウンセリングを求め、そのプロセスで、自分が受けてきた虐待体験を語っていくことを通して、ダメな私の物語(ドメスティックストーリー)を、親の虐待下で生き抜いてきた私のストーリー(オルタナティヴストーリー)へと書き直し、サバイバーとしての自己を確立していく。ここでは③のタイプの事例を報告する。

II 事例の概要

<事例 A>カウンセリング開始まで

教育プログラムでアルコール依存症の全貌を学習した後、オリエンテーションの面接で

個人カウンセリングを希望する。母の入院先の主治医より「あなたみたいな人を AC というんです。」といわれた。その言葉でぴんときたものがあったが、ものは試しと「私は親のようにならない」という本を読み「私のことだ」と思いカウンセリングを申し込んだ。母の入院先は遠方だが、何かあれば cl が窓口にならざるを得ないのでその不安もあった。生育歴にあるようにそれまでも精神化受診は 3 度あった。しかし親のアルコール問題と自分の症状を結びつけることはなかった。当時も月 1 度の通院・投薬を受けていたが、そのクリニックで親のアルコール問題を少し口に出したら、アルコール専門でないこと、親のせいにしないこと、自分の問題を見つめましょうといわれ、まったくとりあってもらえないかった。カウンセリング開始と同時に、通院先を th の薦めるアルコール専門クリニックに変更した。結婚して上京し、以後月 1 回の通院以外定期的外出はしていなかった。自宅で SF に読みふけり、母のアルコール問題で呼び出されると新幹線に飛び乗り不思議なエネルギーで動き回るだけが活動的な自分でいた。

III 面接経過

第一期 #1～#12 (1993.4～1994.2)

cl のカウンセリング希望に対して、率直に AC のカウンセリングに対する th の考え方述べる。経験の少なさ、目標設定の曖昧さ、自信のなさ等。それに対して cl は本の訳者であること、母のアルコホリズムをわかってくれるであろうことによる信頼感、とにかく聞いて欲しいことを伝えた。二人の間での約束は、1)th は AC について cl より学ぶこととする。2)cl は生まれて初めて親について語る。3)頻度は月 2 回 1 h とする。4)語り終えたと思っ

たらそれから次のことを話し合う。5)母のアルコール問題に対する介入も必要に応じて行う（母の主治医との連携）の 5 点であった。別記の生育歴はこの期間のカウンセリングの成果である、月 2 回の外出も軌道に乗り、主治医との関係も良好で外出時の服薬の量も年末には減少した。約束の時間は正確に守られた。語られる内容は想像を絶する凄惨なものであった。しかし cl が涙を流すことは稀であり、淡々と語られることが多かった。「感情が出ると自分はひだまりの雪だるまのように溶けてしまうでしょう」、「ガラスのコップに一斉にひびが入るように粉々になってしまいうでしょう」と言い、「私の怒りで人をひとりくらい殺せると思います」「それが怖いのです」と。

この期間、母はアルコール専門病院を自己退院し病気を否認したまま自宅で飲酒していた。いつか再入院の時がくるであろうことを予測し、cl と東京の病院に母が入院できる戦略を練っている最中に母の死亡の報が入った。

第二期 #13～#30 (1994.3～1995.2)

—母のドラマの幕引きと AC の SHG への積極的関与—

死亡に対する主治医の対応への不信の念が強く「あんな母だったが、もし酒をやめて回復というものが彼女にも奇跡のように起こるなら・・それはそれで私の母のストーリーの最後の帰結としてあってほしかった。それこそほんの僅かの・・一縷の望みだったんです。そんな母を見てみたかった。そうすれば人間というものが今よりは信じられるようになったかもしれません。」こう言って cl は悔しがった。この期間堰を切ったように風邪をひくことが多くなり「やっとこの世の人間になれたんでしょうか」と苦笑することがしばしばだった。ACODA にも参加するようにな

り、幾人かのメンバーと友人にもなった。12 のステップの翻訳の話がもちあがり、cl も主要な一員として文書委員会をつくり 4 ヶ月間 翻訳と本の作成に没頭する。カウンセリングでは「生まれて初めての他人との共同作業に 信じられない毎日です。」と戸惑いながら 語った。母の死については「無感動」と言うのみ。母のドラマの終幕をどうつけようかと 迷う。怪物、可哀相な女、自分を貫こうと して娘を道具にしようとしたのに土壇場で娘に 逃げられ吠えながら死んだアル中女など。今 は戦いの相手が死んでしまい自分の立つ舞台 が見えなくて困る、と語る。SHGにおいて A C の仲間との人間関係に賭ける意気込みと母 の死という現実が cl の気分の上下につながっ ている。翻訳の終了、出版という AC として のイベントの終了と共に仲間との対人関係も 潮が引くように遠のいていく。

第三期 #31～#38 (1995.3～1995.6)

—AC ということばで括りきれない自分に気づく—

意識的に AC のグループから距離をとるよ うになった。夫と母の一周年の後イタリア旅 行に出掛けたりする。帰国後「私は AC。で もそれだけではないと思います。母とのことは これで整理できたかもしれない。ここでもう一回私の仕事のようだった神経症のことを 考えてみたいと思うようになりました。仲間 では救われなかつた私。もう一回自己分析に 沈殿してみたいのです。前は自己分析の糸口 も見えなかつたんですが今ははっきりと見える。それが 12 ステップの回復とどうクロスす るのか先生興味あるでしょ？」このように cl は分析治療を望み、th も賛同した。分析治 療は th は実施していないことを伝え、適正なセラピストを協力して探し、ユング派のセ

ラピストが決定したところで終結とした。現 在も ACODA のメンバーを通して間接的に近況を伝えてくれている。

IV 生育歴

S 市にて 2 人同胞の長女として出生。弟が 1 人。両親は共働きで公務員であった。両親は職場結婚。結婚前から父は酒乱気味で祖母は 困っていたらしい。そのことを知りつつ母は「自分が直してやろう」と結婚に踏み切った。仕事は母のほうができたらしく父はその 優秀さと理知的なところにひかれたのだった。 cl の物心ついた頃父はよく酒を飲んでいた。 それでも幼稚園の頃は父に遊園地に連れて 行ってもらったりした。夕陽の沈みかけた公 園でブランコを父に揺らしてもらっている光 景が仄かに残っている。小学校に入る頃から 父の飲酒とそれに伴う暴力がひどくなつた。 週 5 日は飲んでおり、週に 2,3 日は母を殴つ ていた。祖母が止めても手がつけられないほど であった。一度母が死ぬと思い cl が止めに入つたら、逆に母から蹴られた。自分さえ我慢すれば父は収まる。子供が入ってくると騒 ぎが大きくなつて近所に知れてしまうとい うのが母の怒った理由であった。子供には決して 手を挙げない父であった。攻撃は母と時に 祖母に向かった。祖母と父は運命共同体と いっていい縁で結ばれていた。祖父が早く死 亡したので生活に困った祖母は漁村を転々と して子供三人を育てた。仕事が無いときには 体を売るようなことまでしたらしい。その苦 労を知っている父は母を支え続け、そのことを 承知したしっかり者の母を選んだのだ。そ のことを母は後に祖母への攻撃の材料にする ようになる。父の暴力がひどくなつても母は その気配を微塵も見せずに仕事に打ち込み、 その分 cl への 100 点を取りなさいという勉強

への強制が激しくなった。母の cl への期待は、仕事が出来る女性になれ、そのためには勉強が出来なくてはだめだ、そして結婚はするな、というものであった。cl の性的成熟に対してまったくの無視をする一方、殴られた父との夫婦関係を中学校まで同室に寝させることで見せつけたりもした。なぜ憎み合っているとしか見えない両親が性的関係をもつのか、そしてなぜそれを自分が眠りについたふりをしている傍で繰り広げるのか。すべてが理解を超えていた。中学に入学しても優等生であった。弟が中程度の成績であったため、cl への期待は益々激しくなった。ある日教室で教師に質問されたとき、答えられなかった。その瞬間頭の中が真っ白になり自分が中空に浮かんでいるかのような感覚におそわれた。その瞬間時間は止まり、cl は発達をその瞬間止めた。初潮もあったが母に告げなかった。勉強マシンのように脅迫的に勉強したため成績は常にトップで進学高にも楽々進学できた。食事も過食と拒食をくりかえすような不安定な状態で不眠にもなったため、親に内緒で精神科を受診した。引出しの中の薬が母に見つかって「私がこんなに頑張っているのにノイローゼなんかになって」と頬をぶたれた。大学は国立大の教育学部に現役合格。

V考察

事例 Aにおいては親の支配は明らかであり、結婚によって夫の姓を名のり空間的に離れることで親から撤退・退去した生活を営むのがやっとであった。その cl にとって神経症の自分だけがアイデンティティーであった。それも少しもよくならないというマイナス評価に満ちた、なかばあきらめと共に語られるものとしてあった。親との関係は「ドンキホーテと風車」のようなもので余りの膨大さと混乱

によって手のつけようもないものとして先送りするしかなかった。しかしそのアイデンティティーのもたらした生活は親のアルコール問題に脅え、他者を避けて閉じこもることでしかなかった。母のアルコール問題の深刻化によってアルコール医療の現場に「家族」として登場した cl に AC というラベリングがなされ、それを cl は直観的にアイデンティティーとして受け入れた。そのことで撤退ではなく、自分の口から親を語り、母のドラマをたどった。そのプロセスで何度もその強大さに圧倒されそうになりつつもジグソーパズルのように原家族のストーリーが語られるようになつた。感情を呑み込み、圧殺する習慣の cl にとって論理的・客観的表現が唯一の自己表現であった。あの家族での強大な母のもとで生き延びてくるために必要なアイデンティティーとしての神経症、という構図が A C というアイデンティティーによって獲得されたのである。母のドラマの舞台から降りることもできた。「しかし A C であっても A C だけではない。神経症の私は残りつづける」と新たな段階を cl みずからが求めたのである。以前と異なるのは、神経症の役割を積極的に認知していることである。

研究3 Abuseを課題とする母親たちとのグループカウンセリング

春原由紀

ここでは、子どもへの Abuse(虐待)を課題とする母親たちとのグループカウンセリングの基本的な考え方と、方法について述べ、事例を紹介する。

I グループの意義

子どもへの虐待を課題とする母親たちにとって、日常的な状況における他者は、自己に侵入し、評価し、支配してくる存在として感じられやすい。他者は何も言わなくても、子どもにひどいことをしている自分を責めているにちがいないし、絶対に他者は自分を認めないだろうと思っている。しかし、同時に他者から認められたい、排除されたくないという気持ちも強い。幼稚園の保護者たちとの関係や近隣の人々との関係で、懸命に〔いい人、いい母親〕を演じつづけながら、他者との関係の距離に悩み、揺れている。家庭においても、夫は「また、そんなことをしてるのである」と自己を責める存在であり、どこにも安全な、受容される対人関係をもつことができない。

このような他者との安全な関係性をもてないでいる母親たちへのグループ支援活動を開催するにあたって配慮すべき大きな課題が2点ある。1つには、「支援を求めて来談する」ということである。支援を求めるとは、自己に成立している状況を他者との関係で明らかにすることであり、そこに踏み出すまでの母親の揺れ、踏み出す勇気を大きく評価しなくてはならない。また、もうひとつは「グループへの参加」ということである。グループとは、他者と共に活動する状況である。こ

こで語ることは、安全なのだろうか。責められたり、馬鹿にされたり、傷つけられたりはしないだろうか。参加に当たって母親たちに成立する思い(不安や恐れ)は大きい。そのことへの十分な配慮が必要である。

しかし、他者との関係に悩んでいるからこそ、他者との関係性の中に存在し、語り、感じ、考え、ふるまえる体験が大きな意味を持つ。グループの持つ豊かな状況性において母親たちはエンパワーされ、日常生活において、子どもとの、夫との、他者との新しい関係を築くことが可能になる。

グループは、以下のような状況が実現するように運営されていく。

- ①グループは安全な場所として機能する。そこでは他者は、だれも自分を責めることができない。何を語っても大丈夫な場所である。
- ②グループは、他者との共通性を感じることのできる場所である。そこには、自分と同じ悩みを持つ仲間がいる。自分だけではないことの発見が生活を楽にする。
- ③グループでは自己のどのようなあり方も肯定される。個々の独自性が尊重される。肯定される中で、自分を省みる余裕が生まれる。
- ④グループは、生活の節目として機能する。日常生活はさまざまな出来事が起こり、その中に巻き込まれ感情が揺れる。その中で、「このことは、グループで話そう」とその場の感情を棚上げにし、子どもにぶつけることなくなんとかやり過ごすという生活の